

(3) 上記(2)の報告を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額1,031円に改定することを決定し、本日(9月22日)官報公示を行いました。これにより、改定後の最低賃金は、令和8年3月31日から効力が発生することになります。

(4) 秋田県最低賃金の改定の推移(10年間)は、別添のとおりです。

3 中小企業・小規模事業者の賃金引上げ支援策

秋田労働局では、最低賃金の引上げに伴い、賃金引上げを行う事業場に対する支援策を用意しています。

そのうち、「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成するものです。

最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の方が、より活用しやすいよう、拡充されましたので、是非ご活用ください。

また、「業務改善助成金」のほかにも、賃金引上げ支援策として、各種助成金制度を用意しております。是非ご活用ください。

詳細は、別添のリーフレットをご覧ください。

上記2(2)の異議申出団体

- 1 秋田県労働組合総連合(議長 高野 智子)
- 2 秋田県春闘共闘懇談会(代表委員 奥井 明子)
- 3 秋田県医療労働組合連合会(執行委員長 奥井 明子)
- 4 秋田県農業協同組合労働組合(中央執行委員長 朝岡 晃)
- 5 中通病院労働組合(執行委員長 高村 美幸)
- 6 市立横手病院労働組合(執行委員長 櫻谷 麻美)
- 7 秋田県国家公務関連労働組合共闘会議(議長 藤原 孝寿)
- 8 全司法労働組合秋田支部(執行委員長 高野 智子)
- 9 秋田県高等学校教職員組合(執行委員長 小林 正人)
- 10 日本自治体労働組合連合秋田県本部(中央執行委員長 本間 渉)
- 11 秋田県公務公共一般労働組合(執行委員長 本間 渉)
- 12 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部(執行委員長 佐藤博之)
- 13 秋田県地域一般労働組合(執行委員長 小笠原 猛)
- 14 全日本年金者組合秋田県本部(執行委員長 大坂谷 邦雄)